

2008 春闘速報

2008春季生活闘争札幌圏闘争委員会
2008年5月31日発 第18号発行責任者 伊藤正義 011-210-0505 Fax011-210-0606

9万人春闘総行動への第一歩

6/4 第5回春闘実行委員会で2008春闘の中間まとめ（案）提起

6月4日（水）札幌圏2008春闘実行委員会は第5回実行委員会を開催し2008春闘の中間まとめ（案）について協議しました。本春闘では地域総掛かりの春闘・一単組一要求全単組参加の要求を実現することを行動目標にしていまいりました。また、様々な企画を実行する中で、職場・地域へ連合の春闘を契機とした総合生活改善闘争に対する理解を得るとしました。総括では、前段の春闘参加要請オルグの実施は高く評価できるとし、終盤の賃上交渉の加速に勢いを増したとしました。パートタイマー等非正規社員の交渉参加も

妥結基準維持+αの賃上交渉成果

昨年を上回る状況にあり15産別40組合から報告が寄せられて11組合が妥結し、3組合が有額回答・再交渉となっています。正社員の賃金交渉は213組合がエントリーし100組合が妥結しました。妥結基準4800円を123円上回っています。春闘後半の結果が開始から1000円下がるのがこれまでの結果でしたが、今年度500円程度の下げ幅に留まっていて各組合の奮闘振りがうかがえます。中間総括案は別紙の通りです。修正加筆について指摘を受け付けます。様式自由です。事務局までお寄せ下さい。

第11回平均賃上げ集計 6月3日参加213組合	妥結	回答妥結		昨年妥結	
		額	率	額	率
妥結集計 加重平均	100	4923	2.00	4898	1.88



賃上げ状況報告 お願いいたします！

FAX011-210-0606 電話011-210-0505

様式は自由です。事務局までご報告願います。

6/20公正取引に関する学習会

独禁法・下請法について理解を深めよう

学習会名：企業の公正活動確保のための学習会（仮題）
日時：2008年6月20日（金）13時30分～
場所：かでの2・7 8階特別会議室
内容：独禁法と下請法等法律の内容
（予定） 企業被害防護策
公的発注事業との関係
講師：公正取引委員会北海道事務所
総務課長 斉藤道雄 氏

札幌圏2008春季生活闘争 中間まとめ(案)

(はじめに)

2008春季生活闘争の前段では企業業績の好況に対して、相応な労働者への配分をすべしとの議論が出されました。私たちは、労働に対する「評価」の視点を改め、不公正な格差解消を実現する第一歩として議論の内容に期待を抱きました。しかし、ガソリン・灯油に代表される生活関連物資の高騰や経済発展途上国の急激な経済成長による各種原材料の値上がりなどを理由に、労働そのものが瞬く間に「選別・調整可能な資源」としての位置づけを強いられ、2008春闘は所謂「逆風」の中の総合生活改善闘争としてスタートしました。

札幌圏には中央大手企業からコストが低廉であるという理由で企業活動が展開されます。これらの企業活動には生活基盤を据えるという視点はなく、収益や利点に対する見方も刹那的・短期的なものとなっています。地域と事業体が共に生活圏を形成するという結果は未だに生まれていません。従って中央から進出した事業体の突然の撤退や廃業、又は縮小には必ず、地元生活者・労働者の生活不安・雇用不安という被害が発生します。労働に対する評価が低すぎることに原因があります。

また、労働と生活に関連する法制度の改定でも同じような状況が現れています。労働者のセイフティネットである雇用保険法の改定では受給に対する制限を大きくする一方で、離職させる事業者への規制は逆に緩められる傾向にあります。専門的労働力に対して正当な評価をすべき派遣法については、日雇派遣という、職種を問わない一時的労働力確保を推進するという悪用となっています。生活関連では後期高齢者医療制度の運用により、家族から切り離される状況を強いられた高齢者が続出し不安に陥る生活者が急増するものとなっています。生活者・労働者より制度と財源確保を偏重する思考から生まれた害悪といえます。

私たちは、これらの厳しい環境の中、春季生活闘争を生活改善・地域活性化のための最も効果的な運動であると位置付け、多くの組合員がより一層団結し地域参加をすること 組合員の生身の声を多くの機関へ発する具体的な行動を企画しながら取り組んで参りました。これらの取り組みが5月末日段階で私たちの地域へどのような効果を及ぼしたか、そして残る期間の中で取り組むべきものはなにかにつき中間的総括として報告を致します。

取り組みの経過

1 連合北海道関連会議及び集会等

- (1) 2008 春季生活闘争 第2回拡大闘争委員会 連合総研フォーラム
日時 2007年12月18日(火)
場所 ポールスター札幌
内容 第1部 連合総研フォーラム
第2部 第2回拡大闘争委員会
中央方針 連合本部労働条件局次長 村元 隆
北海道方針 連合北海道組織労働局長 松浦 俊一
組織拡大方針素案 連合北海道副事務局長 高瀬 典幸
- (2) 連合北海道 第1回中小・パート労働条件委員会
日時 2007年12月20日(木)10時~
場所 連合北海道会議室
内容 2008 春季生活闘争「中小・パート」方針案について
- (3) 連合北海道 第2回中小・パート労働条件委員会
日時 2008年 1月28日(月)13時30分~
場所 連合北海道会議室
内容 2008 春季生活闘争 当面の方針 その2(案)について
- (4) 2008 北海道ブロック 産別・地協代表者会議
日時 2008年 1月30日(水)13時30分~
場所 自治労会館3階ホール
内容 当面の課題と運動のポイント 連合本部 会長 高木 剛
非正規雇用労働者対策について
組織拡大の取り組み
地域からの報告と問題提起
- (5) 連合北海道 第3回中小・パート労働条件委員会
日時 2008年 3月 4日(火)13時30分~
場所 連合北海道会議室
内容 2008 春季生活闘争 当面の方針 その3(案)について
各産別北海道地本の要求方針の報告
企業内最低賃金及び時間外割増賃金率の調査

2 地域前段行動

- (1) 灯油など石油価格の引き下げと道民生活・経済活動の安定を求める街頭座り込み行動
日時: 2007年12月11日(火)10時~12日16時
場所: 大通西3丁目
特記: 要請行動 市内36ヶ所(政党・議会・各種団体)

参加者 250名(延べ 産別・地域・地区)

(2) 地公三者共闘会議支援に関する会長声明と支援オルグ

日時：2008年1月28日(月)18時～

場所：北海道庁 前庭

内容：集会並びにストライキに対する支援及び札幌地区連合山本会長の声明文公開

(3) 「札幌市 安心して働ける市民応援セミナー」

日時：2008年2月29日(金)18時30分～21時

場所：札幌サンプラザ

内容：改正パート労働の解説 (18時30分～20時)

個別労働相談 (20時～21時)

参加：改正パート労働の解説 約80名

個別労働相談 6名

(4) 2008春季生活闘争 なんでも相談ダイヤル

事前街宣

2月12日 朝行動 JR手稲駅前+札幌駅前 (JR手稲駅前 札幌地区連合街宣車)

昼行動 札幌パルコ前

2月13日 朝行動 地下鉄麻生駅近辺+札幌駅前(地下鉄麻生駅近辺 札幌地区連合街宣車)

昼行動 札幌パルコ前

相談日対応 2月14日～17日 8時～19時

相談受付件数 81名(122件) 石狩分

(5) 「北教組 終業前1時間ストライキ」に関する要請行動

札幌市教育委員会

1) 日時 2008年3月3日(月)10時30分～(30分程度)

2) 場所 S T V北2条ビル(中央区北2条西2丁目) 教育次長室

3) 集合 事前打ち合わせ 2008年3月3日(月)10時00分

札幌市役所17階 民主党・市民連合議員会 控え室

4) 出席

札幌市教育委員会	札幌地区連合会
教育次長 北原敬隆	会長 山本 廣和(情報労連)
	副会長 千葉 利裕(自治労全道庁札幌総支部)
総務課長 堀澤純一	事務局長 伊藤 正義(自治労札幌市職)
	副事務局長 山本 功(サービス連合)
	執行委員 野崎 茂樹(JR総連)

札幌市

1) 日時 2008年3月3日(月)14時00分～(30分程度)

2) 場所 札幌市役所10階 市長会議室

3) 集合 事前打ち合わせ 2008年3月3日(月)13時30分

札幌市役所17階 民主党・市民連合議員会 控え室

4) 出席

札幌市	札幌地区連合会
副市長 中田博幸	会長 山本 廣和（情報労連）
	副会長 千葉 利裕（自治労全道庁札幌総支部）
	副会長 大島 利広（全国ユニオン札幌地域労組）
	事務局長 伊藤 正義（自治労札幌市職）
	副事務局長 山本 功（サービス連合）
	執行委員 野崎 茂樹（JR総連）
	執行委員 田村 雅志（都市交通）
	執行委員 勝田 聡（全労金労組）

3 全道中小労組 春闘情報交換・交流会 「2008春季生活闘争 石狩地域討論集会」

(1) 実施状況について

日時：2007年1月25日（金）～26日（土）

場所：札幌市中央区 センチュリーロイヤルホテル

内容：講演 「ワーキングプア」連合本部提起 講師 春原雄策 氏

連合本部提起
副事務局長 團野 久茂
中小労働対策局長 高橋 寛
労働条件局 部長 末長 太

連合北海道方針提起 組織労働局 局長 松浦 俊一

連合北海石狩地域協議会方針提起 副事務局長 山本 功

春闘方針と具体的取り組み課題

春闘実行委員会の設置

参加産別の2007春闘取り組み報告

参加：86名

(2) 連合北海石狩地域協議会方針について（抜粋）

2008春季生活闘争の基本的な枠組み

1. 2008春季生活闘争の役割と基本スタンス

連合加盟組織が地域活動体の中心となりうることに自信を持ち勇気を以って2008春季生活闘争に参加してまいります。本春闘の役割は社会的には公正配分の実現と全ての公正ルール実現であり、そのためには本春闘から年間総合生活改善闘争がスタートするのだという自覚を持つことが必要です。

従って、連合北海石狩地域協議会第19回定期総会及び加盟各地区連合定期総会の確認に基づきオール石狩体制・札幌圏春季生活闘争を構築して取り組んで参ります。基本的スタンスに挙げる項目は、連合、連合 北海道の方針を踏襲し以下の通りと致します。

(1) 社会的公正配分の追及

実質1%以上の配分を実現

非正規労働者を含むすべての勤労者への適正な成果配分

(2) 積極的賃金改善

月例給与重視の取り組みとする

加盟組織を構成する組合員を含めた全雇用労働者を対象とし全体の底上げを実現する

(3) 法定最低賃金の引き上げ・企業内最賃協定の推進

地域合意を確立する社会運動を提起する

- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現
労働者及び生活者保護を基本に総実労働時間の短縮と割増率の引き上げに取り組む
- (5) 中小共闘、パート共闘強化
石狩地協及び各地区連合に加盟する単組400+ が参加可能な運動を形成する
- (6) 労働条件の地域間・企業規模間格差是正
公正配分と公正ルール実現の中心的課題として取り組む

2. 札幌圏の2008春季生活闘争運動課題の骨子

- (1) 賃金カーブ維持分を確保したうえで賃金改善に取り組む。
- (2) パート労働者等も対象に含め賃金をはじめとする処遇改善に取り組む。
- (3) 連合リビングウェイジの水準をふまえ企業内最賃協定を締結する。
- (4) 長すぎる労働時間を是正するため総実労働時間の短縮に取り組む。
- (5) 時間外・休日労働の割増率の引き上げに取り組む。
- (6) 地場単組の取り組みを前倒しして、時期を中央に準ずる取り組みとする。
- (7) メンタルヘルス問題の根絶をめざして、労働安全衛生体制の見直しを行う。

3. 札幌圏2008春季生活闘争の取り組み日程について

- (1) 連合本部及び連合北海道の日程設定遵守を基本とします。従って、3月末までには全単組が要求書を提出し、集中決戦ゾーンについては従前どおり、全道統一の取り組みとなるよう設定いたします。
- (2) 札幌圏の2008春季生活闘争に関する取り組みは6月末日迄の取り組みを以って一旦集約することとし、7月中に中間総括をまとめます。但し、産別・単組における交渉状況の収集は継続し、支援を要する取り組みについては、適宜行動配置を致します。

2008春季生活闘争の推進体制

1. 2008春季生活闘争 札幌圏闘争委員会の設置(省略)

2. 2008春季生活闘争 札幌圏 各地区闘争委員会の設置(省略)

3. 札幌圏 2008春季生活闘争実行委員会の設置(省略)

2008春季生活闘争 地域行動のための環境整備について

2008春季生活闘争の取り組みを円滑にし、最大限の効果を獲得するために、次の環境整備に取り組めます。取り組みの主体は札幌圏闘争委員会が担います。

1. 2008春季生活闘争への参加登録要請等オルグの実施

産別・単産・単組に対して、直接訪問、郵送及び会議確認等を通じ2008春季生活闘争への参加・登録を要請します。又、各集中決戦ゾーン時においては、激励オルグ及び交渉支援等を実施する旨検討します。オルグにおける具体的要請内容は次の通りです。登録用紙などについては別途提示いたします。

組織日程の確認（集会、機関会議 及び交渉日程）
春闘方針（賃金要求、制度政策要求）
パートタイマー等 非正規社員の春闘方針
登録窓口
その他

2. 激励及び交渉支援等オルグの実施

各集中決戦ゾーン時又は、闘争態勢配置時の際は、激励オルグ及び支援オルグ等を実施しますが、詳細については当該組織又は連合北海道と協議してまいります。

2008 春季生活闘争の具体的取り組み

1. 政策制度の課題

- (1) 連合北海道・連合の取り組みを中心とする取り組み
- (2) 札幌圏の取り組み

昨年末からの地域政策要求において提出済みの地域においては、今後の回答交渉を前段行動と位置づけ地域の交渉体制を強化し取り組むこととし、未提出の地域においては本春闘時期に何れかの内容を要求として提出することとします。

各基礎自治体による就学者（中学・高校生）を対象とした労働者教育の実施。

（NPO法人「職場の権利ネットワーク」との連携）

公契約条例の取り組みを中心とした、地域の公正労働基準確立の運動。

石狩支庁への3月中の政策要求行動について、上記 と に季節労働者等の課題を検討し企画する。

2. 賃金改善 ～全単組の公正配分実現～

- (1) 月例給与の改善
 - 前年度収入に対する上積みを確保する
 - 自社内賃金カーブ分+賃金改善分（1%）
 - 定額 7500円以上
- (2) 時間給給与の改善
 - 絶対額 1,000円
 - 引き上げ額 25円程度・・・昨年要求 15円+最賃引き上げ額・10円とします
- (3) 各単組別賃金検証データの作成と格差是正対策
 - 各単組の賃金要求を補強・支援するため、賃金実態の把握に向けた取り組みを促進します。
 - 具体的には昨春闘で活用を提起された「重回帰分析」の内容を整理して提供いたします。
 - この中で、男女間の賃金分布の偏りが著しい場合は、賃金制度・人事評価制度を検証し公正・透明な制度設計を当該組織と共に検討します。
- (4) 灯油高騰対策
 - 今般の灯油価格の異常高騰により、年末に受結した燃料手当（越冬手当）の内容について見直しを検討する単組・組織が出ています。地域的な政策・制度の取り組みと合わせ、労使間の中で現実的な解決が図れる旨、交渉支援を図ります。
- (5) 一時金年間協定
 - 2007 春季生活闘争では 113 組合が受結し内 52 組合が年間協定となっています。

妥結数は昨年を上回ったものの、年間協定の内容は2006春季生活闘争（111組が有額妥結・内年間協定は73組合）を下回りました。本春闘では、業績配分・格差是正を一時金で調整するとする業種がいくつか明らかになっています。年間協定と前年度年収に対する上積みを実現することを目標とします。

年間協定の取り組みとします。

協定内容については、年間支給を基本給相当額の5ヶ月以上又は、昨年実績以上の数字獲得を目指します。

年収ベースの賃金カーブ維持を実現します

年間収入について昨年比増と年間収入における賃金カーブ維持可能数字獲得を目指します。

3. パート労働者等の待遇改善 ~ 社会的格差の是正 ~

社会的公正配分及び地域公正基準の確立を象徴する取り組みとしてパート労働者等の非正規労働者の待遇改善に取り組みます。

(1) パート労働者等の非正規労働者の春闘要求・交渉状況の把握

昨年は、4産別22組合から報告が寄せられましたが、これまでの最少報告数となっています。

一つでも多くの組合が参加していただけるよう、各機会を通じて要請し、また交渉状況の把握に努めます。

(2) 改正パート労働法の普及啓発の取り組み

連合北海道 中小・パート労働条件委員会又は非正規労働者センターと連携し、交流集会等を企画して参ります。

(3) 「有期雇用に関する厚生労働省指針」の徹底

雇い止めの濫用を撤廃し、雇用安定を図るため効果的な周知活動を実施します。

(4) 格差是正・均等待遇の知り組み

社会的格差是正と均等待遇の実現にむけ、構成組織の取り組みを地域基準とすべく単組・産別の春闘方針に次の項目を取れいれて頂くよう要請します。

通勤手当 …… 正社員と支給基準を同様とする。

慶弔休暇 …… 正社員と付与基準を同様とする。

人事制度 …… 正社員への転換制度の導入。

年間一時金 …… 正社員と支給基準を同様とする。

燃料手当確保 …… 正社員と支給基準を同様とする。

参考（2007春季生活闘争採用値）

札幌市内の最低生計費から積算した単独生計維持可能な世帯収入は下表の通りです。

世帯構成	必要生活費（住宅費・冬期灯油代込）
1人世帯	約139,000円
2人母子世帯	約223,000円
3人母子世帯	約286,000円
4人	約300,000円

4. 最低賃金の引き上げの取り組み ～札幌圏地場の公正配分確保～

石狩・札幌圏全ての労働者の生活可能な賃金水準を確立するため、最低賃金・時間給1,000円を目指し、当面は「リビング・ウェッジ」に基づく800円を到達目標とします。

実現に向けては2方向の取り組みを提起いたします。

(1) 法定最低賃金の引き上げ ～ 地域・地区中心の取り組みとして ～

生計費を重視し、最低限の生活が可能な最低賃金水準の実現に全力をあげる。

具体的には、札幌市の生活保護費を上回る水準を目指し、最低賃金対策委員会で具体化する。

2008年度最低賃金水準の引き上げのため、学習会や街頭宣伝を活発化させ、社会的キャンペーンを展開して地域・地区世論の形成をはかる

(2) 企業内最低賃金の取り組み ～ 構成組織・組合 中心の取り組みとして ～

全従業員対象の企業内最低賃金協定の締結を図ります。

ハイタク産業労使による企業内最賃の締結を促進する。

5. 公正労働の実現 ～ワーク・ライフ・バランス実現へ向けた改革と挑戦～地域の意識改革～

コスト重視の企業施策が、労働者の健康や生命に重大な影響をもたらしています。職場内の事故・怪我は重大な案件について増加傾向にあり、地域の中でも生活者・労働者の自殺は更に増加する傾向にあります。労働者の安全なくして地域の安全は担保されません。これまで、連合に結集する労働者自らが構築してきたルールや規則を再点検し、自らの健康と生命の安全が確保し、次代へ技術と文化が継承され得る職場を形成する取り組みを提起します。

(1) 36協定に対する検証と関与の強化

労働者代表の獲得

延長時間短縮の取り組み

協定内容遵守（例外事項の撤廃）

(2) 不払残業撲滅のための統一行動地域請求行動

不払残業の請求方法を開示し、一斉請求キャンペーンを実施する

残業割増率改善（時間外50%、休日100%）に向けた法改正行動

(3) 改正労働安全衛生法にそった医師との面談体制の確立

メンタルヘルス対策として、企業内又は地域内における相談体制を労使で構築する

(4) 労働組合による「働き方改革宣言」を08春闘方針に取り入れる

6. 公正なワークルールの確立の取り組み

労働者保護を目的とした法制度が改定され続けています。結果としては、労働者に有益な内容は少なく被害者の続出が指摘される状況です。労働契約法については、就業規則の一方的不利益変更を先取・悪用する事例があります。派遣労働では業種制限の原則撤廃と契約期間延長による違法派遣（二重・偽装請負）が横行しています。高齢者雇用安定法についても、労働条件切り下げの目的に悪用される事例が挙げられています。地域の公正なワークルール確立に向け、次の課題について取り組みます。

(1) 「労働契約法」への対応

各地域内における「労働契約法」に関する学習会の開催。

実害について労働行政等へ改善指導を求める。

- (2) 労働者派遣法の違法運用及び偽装請負に対する取り組み
実害検証を目的とした集会等の実施及び実害について労働行政等へ改善指導を求める。
- (3) 改正高年齢者雇用安定法への対応
実害について労働行政等へ改善指導を求める。
- (4) 改正男女雇用機会均等法への取り組み
実害について労働行政等へ改善指導を求める。

7. 公正な経済活動確立の取り組みと労働者保護の取り組み

労働者の所属する企業体・事業所の経営不振は地域生活や経済に大きな被害を及ぼします。

近年、企業の過度な優越的立場を利用する下請け被害や、企業間格差の拡大が「被害」として指摘され公正な経済活動を阻害するものとして指導取締りの対象となっています。

地場中小労組では労使共にこれらの状況に対して共通認識を形成する必要があります。地域の公正な経済活動確立に向け、以下の課題に取り組みます。

- (1) 「下請法」及び企業会計に関する取り組み
中小企業に属する労働者の労働条件改善のためには、公正な取引関係の確立が不可欠です。
このため、CSR（企業の社会的責任）の確立に向けて、企業行動規範づくり等に労働組合も積極的に関与することが求められます。「下請法（下請代金支払遅延防止法）」に関する労働相談等も寄せられていることから連合北海道等と連携し学習会の開催等を実施します。
- (2) 破産・倒産からの労働者保護の取り組み
昨年末からの労働相談では企業倒産・事業所撤退に関する内容が一時期集中して寄せられています。当面の労働者の生活確保のためには、なすべき事項は限られておりいかに素早く対応するかがポイントになります。加盟組合員からの問い合わせに対応できる情報管理及び各種集会・会議における周知を徹底します。
労働相談から取り組みとなった破産整理の実例等を冊子形式で周知します。
産別・組合からの要請・学集会に対応いたします。

8. 官公労働者の取り組み

ここ数年来、公務職場に対する労働条件切り下げや職場・業務そのものの見直し委託が急激に進められております。その目的は財政の健全化や民間活力の活用、さらには住民を含めた地域全体の生活権を確保するためとしています。しかしながら、施策の大半は一方的な賃金カット等の人件費削減と定数削減です。職場の荒廃が進み、職員の生活の不安定さに拍車がかかり、地域に対する安全性確保も危うくなりとの指摘もあります。昨年末の道知事による、所謂「9%削減」施策はこの指摘を裏づけるものであり、地域の組織・未組織を含めた全労働者へ大きな影響をもたらすものです。当該組織、連合北海道および北海道公務労協と連携し、確実な対応を図ってまいります。課題として次の2点が挙げられます。

- (1) 公務労働者の賃金確保・人員確保へ向けた取り組み
- (2) 市場化テスト・指定管理者制度等と公務職場の安全確保の取り組み

9. 札幌圏労働者政策への提言行動

職業安定所と労働基準監督署については、昨年同様 職業安定所3所 4月中旬 労働基準監督署2署 4月中旬を目途に進めて参ります。申し入れ内容は「札幌圏 2008春季生活闘争実行委員会」でまとめ、闘争委員会の決定のもと、更には連合北海道等の協力も仰ぎながら進めて参ります。また、昨今の悪質商法・クレサラ等による消費者保護強化を目的とした、「消費者契約法の一部を改正する法律案」の改正法が2007年6月7日から施行されています。消費者が団結し認定を受けた場合に限り事業者の不当な行為に対する差止請求権を認めるものです。これらの取り組みについて、札幌消費者協会等と意見交換を企画します。

- (1) 労働基準監督署 4月10日(木) 10時30分～
- (2) 職業安定所 4月11日(金) 10時30分～
- (3) 札幌消費者協会 4月14日(月) 10時30分～
- (4) その他事業者団体(派遣事業・職業紹介事業者等) 4月中

10. 地域呼びかけ運動

- (1) 連合北海道の呼掛け(全国統一行動なんでも相談ダイヤル)
連合の全国統一行動である、春季なんでも相談ダイヤルについて以下の通り取組みます。
日 時：2月14日(木)～17日(日) 8時00分～19時まで
場 所：連合北海道5階会議室(ほくろうビル内)
- (2) 各地区連合の労働相談開催
期間中に各地区において、地域生活相談+労働相談行動を実施します。
地域で活躍する道議・市議と連合が協働する取り組みとし、事前の街宣周知行動や相談日等もふくめ各地区闘争委員会と協議の上、すすめてまいります。
- (3) 札幌市内の出前労働相談開催
札幌市との共同実施である「安心して働ける市民応援セミナー」を2月29日に企画しています。今回は、セミナーと労働相談を同日開催とします。相談員を派遣し対応します。
日 時：2008年2月29日(金) 18時30分～
場 所：札幌サンプラザ
- (4) 周知行動
 - ・ワークルール・相談活動街宣
相談活動や集会時の行動とあわせ効率的に開催してまいります。
 - ・春闘リーフ{はるさっとう}の配付
昨年同様、「はるさっとう」を作成し周知して参ります。

11. 交流集会

地場組合中心の2008春季生活闘争を形成するため加盟組合の大半が参加する春闘集会を企画します。また、本春闘の成果を地域へ周知し組織化活動への効率的実施につなげてまいります。

- (1) 全単組+ 集会 (地場未解決組合解決促進集会)
1単組1名以上の参加 400名規模集会 エルプラザ 4月24日(木) 18時15分
- (2) 地域春闘中間総括+非正規労働者地域集会
組織化月間へのつなぎ集会 6月内 市民集会
事前周知(1ヶ月間程度 チラシ配付)

12. 組織拡大行動

13. データ管理

14. 情報宣伝活動 / 速報態勢の確立

4 その他関連行動

(1) 2008年度札幌市予算編成へ向けた政策要求

事務折衝 日時：2008年2月25日(月) 10時00分～

回答 日時：2008年3月10日(月) 16時40分～

(2) 2007年度 石狩ブロック労福協 退職準備セミナー

表題：2007年度 石狩ブロック労福協 連合組合員退職準備セミナー

『Next Stage クルージング in Sapporo』

日時：2008年3月29日(土) 9時30分～(受付9時00分より)

場所及び内容

安心住居のふれあい見学会 里塚住宅展示場

そばうち体験

清田区民センター 調理実習室

札幌名酒スポットの探索

千歳鶴 酒ミュージアム

参加：40名

(3) 「木の城たいせつ」破産対策への支援

連合北海道及び連合空知地協を中心に「木の城たいせつ」破産により被害者となった労働者救済対策について側面的支援を実施いたしました。一時的に相談電話が集中し混乱するものの、関係組織との連携の下、円滑な対策推進に寄与しました。

3月10日 自己破産申立

13日 木の城たいせつ関連従業員ユニオン

15日 札幌市内 従業員説明会 組合員493名

21日 破産管財人決定

木の城たいせつ 馬杉栄一 弁護士

たいせつ構証 桶谷 治 弁護士

匠一・北匠 山崎昌彦 弁護士

4月7日 立替払い説明会(組合員・従業員)

4月18日 第1次立替払い請求(請求総額5億8,700万円)

提出従業員532名 内組合員462名

第1次債権総額=10億7,900万円

(2月3月分給与 退職金 解雇予告手当)

4月21日 北海道労働金庫「勤労者生活支援特別融資」実行

申請組合員148人 融資総額1億9700万円

(4) 暫定税率・年金問題・後期高齢者医療制度・格差問題 に関する街宣行動

昨年末より立て続けに湧き上がる社会不安に対して、広く市民の声を集約してまいり

ましたが、石油暫定税率の期限切れと年金・後期高齢者医療制度に対する不安・不満は最大限の怒りとなって各方面に発せられました。私たちは、関係団体などと協力し冷静な情勢分析のもと適格な指摘と行動を展開してまいりました。

4月22日(火)～4月25日(金)12時～

札幌駅前、札幌パルコ前、大通西3丁目

ティッシュ+チラシの配付と地元議員の街頭演説

(5) ストップザ・格差社会・反貧困全道キャラバン

社会保障制度に対する政策不備により、格差の拡大が将来に向けさらに拡大するのではないかと社会不安が増大しています。特に若年労働者及び未就業者は、これら不安に対する思いが強く絶望的境地へ転化する場合も見受けられます。

市井の広がる不安と悲惨な実態について、幅広くうったえ共通の認識を構築して効果的な施策を図るべく石狩管内においてキャラバン活動を展開し、関係行政等へ要請行動を実施しました。

5月26日(月) 8時40分～ 札幌集会 道庁北側

9時45分～ 札幌市長要請

10時15分～ 札幌市議会議長要請

11時00分～ 札幌商工会議所要請

～～～ **流し街直** ～～～

15時00分～ 石狩商工会議所要請

15時30分～ 石狩市長要請

16時～ 石狩市議会要請

～～～ **流し街直** ～～～

17時30分～ 石狩市集会 18時 終了予定

課題別具体的取り組み経過

1 2008春季生活闘争 札幌圏実行委員会

今春闘も、実行委員会を開催し具体的取り組み課題について企画検討し進める事としました。

今年度は昨年以上の組合が参加することが前提の取り組み課題設定としたことから、第1回実行委員会において、参加登録のオルグ体制を確認し産別訪問を実施しています。また、各単組へは資料を直送し春闘への参加を呼びかけています。

(1) 実行委員体制

【2008春季生活闘争札幌圏実行委員会登録委員】

登録組織名	委員名 / 役職	
自治労 北海道本部(公共サービス対策部)	淀谷多恵子	組織部長
自治労 さっぽろ公共サービス労働組合	中野裕介	書記長
自治労 全道庁札幌総支部	川島宏治	書記長
電力総連 ほくでんユニオン道央地方本部	菊地 晴貞	書記長

電力総連 ほくでんユニオン本店地方本部	鈴木 崇	書記長
情報労連 札幌地区協議会（NTT労組）	佐々木克夫	執行委員
UIゼンセン同盟 北海道支部	衛藤 謙司	常任
J P 労組北海道	林 清治	副執行委員長
自動車総連 札幌トヨタ自動車労組	畑山 忠生	執行委員長
自動車総連 日産労連 北海道地協	成瀬大樹	議長
サービス・流通連合 丸井今井労組		
J R 総連 J R 北海道労組札幌地方本部	工藤 勲	副委員長
フード連合 全日糧労組	百海 広輝	中央書記長
全国ユニオン 札幌地域労組	鈴木 一	書記長
J R 連合 J R 北海道労働組合	昆 弘美	執行委員
サービス連合（札幌国際観光労組）	鈴木 富雄	書記長
基幹労連 豊平製鋼労組	平田 豊	組合長
全国ガス 北海道ガス労組	五斗田武司	委員長
住宅生協職員組合	奥田龍雄	書記長
全自交 北海道地連（北都ハイヤー労組）	鈴木 久雄	執行委員長
全労金 北海道労働金庫労働組合	田森 健一	書記長
季節労 札幌地区本部	新野 勝昭	事務局長
札幌地区ユニオン	斉藤 博澄	執行委員
運輸労連 全日通労組	辻田 一浩	書記長
私鉄総連 定山溪鉄道支部	荒井 昭弘	書記長
N H K 労連 北海道支部 日放労道支部	明山登志広	書記長
J A M 北海道 金門製作所労組	伊藤 元典	書記長
政労連 北海道地連		
労済労連 全労済労組 北海道総支部	高瀬 一俊	書記長
建設連合北海道 東亜道路工業労働組合		
札幌市教職員組合	矢崎 順	書記長
印刷労連凸版印刷労働組合北海道支部	渋谷 亮	委員長
ゴム連合 トーヨー加工労働組合		
紙パ連合（王子製紙新労組江別支部）	浅野 網	支部長
江別地区連合	白崎敬浩	事務局長
千歳地区連合	高橋裕輔	事務局長
恵庭地区連合	藤村秀一	事務局長
北広島地区連合	安田寿人	事務局長
石狩地区連合	鈴木倫春	事務局長
当別地区連合	山本直樹	事務局長
新篠津支部連合	今田武彦	事務局長
連合石狩地協（事務局・座長）	伊藤 正義	事務局長
札幌地区連合（事務局）	山本 功	副事務局長
札幌地区連合	工藤仁美	組織政策部次長
札幌地区連合	安達信行	組織政策部次長

(2) 2008 春季生活闘争への参加登録要請等オルグ体制

登録要請文及び登録用紙の産別送付 1月29日(火) 一斉FAX
 登録要請文及び登録用紙の単組(560)送付 2月5日(火) 郵送
 録要請オルグ 2月18日(月)19日(火) 予備20日(水)下記要領

	オルグ団	要 請 先
A	山本(会) 千葉 井上 安達	自治労全道庁 自治労札幌職連 自治労札幌市労 自治労札幌病職 自治労市町村共済 自治労都市共済 全農林 全開発 全水道 札教組 J P 労組 森林労連 政労連 全財務
B	金野 廣田 工藤	情報労連 UIゼンセン同盟 電力総連 サービス連合 サービス・流通連合 NHK 労連 全国ガス 道季労 全労金 労済労連 住宅生協職組 JR 総連 JR 連合
C	林(代) 辻田 山本(副) 大島	自動車総連 電機連合 運輸労連 都市交通 交通労連 フード連合 全自交 私鉄総連 基幹労連 JAM北海道 全建総連 建設連合 札幌地域労組

オルグ実施の結果

3日間の上記集中オルグの結果、3月末時点において23産別78組合から参加報告
 要求内容報告がよせられました。内容については別紙資料-1(2008春闘 要求状況
 一覧)のとおりです。

(3) 札幌圏 2008 春季生活闘争実行委員会の開催場所・日時

春闘実行委員会の開催状況は次のとおりです。

会議	開催日時		開催場所
第1回	2月6日(水)18時15分	全体運営日程の確認 オルグ体制の確認 その他	KKR札幌
第2回	3月5日(水)18時15分	労基・職安・労働局要請項目 パネル展 各種要請行動 他	かでの 2・7
第3回	4月3日(木)18時15分	4・24進集会 激励オルグ 各地区相談体制 下請法・企業会計学習会素案 他	かでの 2・7
第4回	5月7日(水)18時15分	はるさっとう素案 組織化集会について 他	かでの 2・7
第5回	6月4日(水)18時15分	中間まとめ案 組織化集会案 他	かでの 2・7

2 パネル展「知って安心・安全！働くための市民ギャラリー」

目まぐるしくかわる労働関連法について市民啓発をしながら、働き方について自ら改善に取り組むよう呼びかけるとともに連合の取り組みの紹介をし08春闘への参加を呼びかけました。

(1) 実行委員会

2月19日 パネル展第1回実行委員会(合同)

2月28日 パネル展第2回実行委員会

3月21日 パネル展第3回実行委員会

札幌圏2008春闘パネル展実行委員会 登録委員名

札幌圏2008春闘パネル展実行委員会 登録組織名	委員名	組織役職名
自治労 北海道本部	淀谷 多恵子	組織部長
自治労・全道庁札幌総支部	川島 宏司	書記長
J P 労組 北海道	林 清治	副執行委員長 (実行委員長)
サービス・流通連合 丸井今井労組	西田 和弘	中央副委員長
フード連合 全日糧労組	百海 広輝	中央書記長
全国ユニオン 札幌地域労組	大島 利広	書記次長
J R 連合 J R 北海道労働組合	昆 弘美	執行委員
季節労 札幌地区本部	新野 勝昭	事務局長
2008 春季生活闘争札幌圏闘争委員会事務局	伊藤 正義	事務局長
	山本 功	事務局次長
	工藤 仁美	組織部副部長
	安達 信行	組織部副部長

(2) 実施日

日	開始時間	終了時間
25日	12時00分	20時00分
26日	10時00分	20時00分
27日	10時00分	19時00分

(3) 開催場所 地下街オーロラタウン内オーロラスクエア 市役所方面のエスカレータ前

(4) 実施状況

動員参加者数： 37名

相談件数： 12件

入場者数： 申請時人数 3000人

アンケート：

日	25日	26日	26日	合計
回答者	15名	17名	16名	48名

3 石狩支庁要請行動

(1) 行動名：2008春季生活闘争 札幌圏道民の生活と雇用の安定に向けた要請行動

(2) 日時：2008年3月12日(水) 11時00分～11時30分

(3) 場所：石狩支庁長室(北海道庁別館 5階)

(4) 出席者

連合

	氏 名	役 職	所属産別組織名
1	山本 廣和	会長	情報労連 北海道協議会 特別執行委員
2	佐藤 直己	副 会 長	北教組石狩支部 支部長
3	千葉 利裕	副 会 長 (札幌地区連合会)	自治労全道庁札幌総支部 執行委員長
	代理 川島宏司		自治労全道庁札幌総支部 書記長
4	大島 利広	副 会 長 (札幌地区連合会)	全国ユニオン 札幌地域労組 書記次長
5	伊藤 正義	事務局長	自治労札幌市職連 特別執行委員
6	山本 功	副事務局長	サービス連合 中央特別執行委員

石狩支庁

	氏 名	部署・役職
1	日野健一	北海道 石狩支庁長
2	平野達也	北海道 石狩支庁産業振興部 部長
3	松浪文博	北海道 石狩支庁産業振興部 商工労働観光課 課 長
4	池田和仁	北海道 石狩支庁産業振興部 商工労働観光課 主 幹

(5) 要請内容

子どもの職業観育成・職場体験等の職業教育について
 季節労働者の雇用安定に向けた取り組み強化について
 札幌圏労働者の公正な労働条件の確保について（公契約条例）
 灯油・ガソリン等価格の異常高騰対策について

4 労働行政要請行動

(1) 労働基準監督署要請

要請名：「2008年度札幌圏労働基準監督行政に関する要請行動」

日 時：2008年4月10日（木）10時30分～11時50分

場 所：札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎 7階 南側研修室

出席者

【労働基準監督署】

札幌中央労働基準監督署	署 長	高橋 隆一
同	次 長	渡辺 和樹（労働基準監督官）
同	次 長	中原 光雄（労災担当）
同	第一方面監督官	本持 仁史（労働基準監督官）
札幌東労働基準監督署	署 長	上谷 清二
同	次 長	鈴村 勸次郎

【連 合】

組 織 名	役 職	氏 名	産 別 名
石狩地域協議会 札幌地区連合会	会 長	山本 廣和	情報労連
札幌地区連合会	会 長 代 行	林 清 治	J P 労組
	副 会 長	辻 田 一 浩	運輸労連

		金野鉄夫	電力総連
		千葉利裕	自治労全道庁労連札幌総支部
		大島利広	全国ユニオン（札幌中小労連）
石狩地域協議会 札幌地区連合会	事務局長（座長）	伊藤正義	自治労札幌市職
	副事務局長	山本功	サービス連合
札幌地区連合会	執行委員	野崎茂樹	JR総連
		鈴木久雄	全自交
石狩地域協議会 札幌地区連合会	札幌圏 春闘実行委員	工藤仁美	札幌地区連合会 組織・政策部
		新野勝昭	季節労
		上村真郎	サービス連合

要請内容と回答

要請項目	要請趣旨	回答趣旨
1.労働時間の適正管理と労働者の健康管理について	<p>(1) 労働安全衛生法の改正に基づく医師の相談体制の確立を事業者に進捗すべく徹底した周知を図りたい。</p> <p>(2) 旅客自動車及び貨物自動車の運転業務に従事する労働者の長時間労働防止について徹底し労働者健康管理及び健康被害から生ずる業務上の事故の撲滅を促進されたい。</p> <p>(3) 管理職を含む営業職等事業外労働者の労働時間は法律の適用外であるとの誤った認識が経済界に定着しつつあります。如何なる労働者であっても労働時間管理が適正に執り行われ健康管理が徹底されるよう、事業者・労働者に周知されたい。</p>	<p>(1) 長時間労働と過重労働対策を柱としたもの。相談をきっかけとし個別対応を積極的に推進したい。産業医に対する認識も深めるよう取り組む。</p> <p>(2) タクシー、トラックに従事する労働者への対策は何十年来の取り組みで、従前から強く意識しているところ。 更に強化し災害防止・安全確保に努める。</p> <p>(3) 管理監督者に対する施策については従前から実施しているところであるが判断基準は明確であるので、そのとおりにすすめていく。社会問題化したこともあり個別対応について強化し対応する。</p>
2.労働者災害補償保険について	<p>(1) 同保険制度の周知徹底と加入の徹底。特に、2つのセイフティーネットの果す役割についての認識不足の事業者・労働者が増加しています。あらゆる機会を通じての周知を求めます。</p> <p>(2) 入院時に労災不適用の通知を受けたとする労働者からの相談事例が増えています。事業者の労災隠しに原因があります。徹底した取締りを求めます。</p> <p>(3) 在宅勤務者の同保険制度加入について推進されるよう求めます。</p> <p>(4) 若年者に対する同保険制度に関する教育について早期に取り組まれるよう求めます。</p>	<p>(1) 制度維持も含め未加入事業所対策は最重点課題。重要性の周知のなかで取り組みを強化する。</p> <p>(2) 労災隠しの課題も最近は送検事例もあるなど強化している。今後も引き続き強化課題とする。</p> <p>(3) 就労実態にあわせた対処する。</p> <p>(4) 当然周知する。</p>
3.賃金について	<p>(1) 賃金不払い（残業手当未払いを含む）の被害を申告する相談者に対して、民事上の解決に向け強く誘導するとの指摘が寄せられています。相談者とのコミュニケーションの不足と考えますが、相談者においては、知識不足による理解困</p>	<p>(1) 相談の大半となる事項であり、適切な対処が必要と考える。相談に応ずる際の根本的な姿勢の課題でもあり署内で更に改善検討を加えます。</p>

	<p>難者も相当数存在するのではないかと考えます。相談受け付の場所・時間の検討や対話能力の向上など総合的な処理能力向上について取り組まれるよう求めます。</p> <p>(2) 最低賃金法の周知について、違反に対する処罰規定(罰金)の強化も含め徹底されたい。</p>	<p>(2) 最賃制度に対する理解は深まっていると思う。ハイククの点も十分意識し、制度の持つ意味の真意もふくめ周知を強化していきたい。</p>
4. 本州事業本 社への対応に ついて	<p>本州各都市に事業所をおき札幌圏内で事業所を配置せず事業活動を展開する事業者が増加しています。労働者募集、雇用契約の成立及び廃止にいたるまで、事業者(使用者)と労働者が一度もその実像を確認することない場合も散見します。事業者のあり方としては好ましい内容ではありません。これら事業者と雇用契約を結び、その内容不履行又は法令違反による被害をうけた労働者救済につき次の内容の善処をお願いいたします。</p> <p>(1) 被申立者が札幌圏以外、本州の場合の対応について、経過の把握と処理の迅速化を図る旨、省内体制強化を上申されたい。</p> <p>(2) 雇用契約の成立・解消を含む労務管理につき、処理対応を求められるさいには所定労働時間内に対応が可能となるよう体制を維持するよう事業者に指導されたい。</p>	<p>(1)(2) 事業者サイドが第一義的に問題とされるが、労働者サイドにも問題はある。</p> <p>しかしながら、雇用の形態が確認されれば厳正に対処する。</p> <p>労働基準監督行政は全国統一のスタンスで指導監督するのがスタンス。 このスタンスを堅持し労働者保護に努める。</p>
5. 起業・独立・個人事業主 等への労務管理 指導につ いて	<p>起業・独立に関する補助や支援制度の充実に伴い、個人事業主や小規模事業者が増加しています。これら事業者に対する、雇用契約や労働関係法に関する基礎的知識の理解を図るよう指導されたい。</p>	<p>実感として、必要性はあると考えている。労災保険適用事業所の登録受付手続き等を通じ、新規開設事業所の把握は可能であり、これらの機会を通じて対処する。</p>
6. 偽装雇用の 取り締まりに ついて	<p>経費削減、業績不振などを理由に、雇用契約を解消し業務委託契約への移行を装う事業者が散見され当該事業者にあつては、貸付金等を理由に労働者の足止めを強いる者もあります。偽装雇用の被害の実態を正確に把握し、広く周知し徹底した取締りを推進されたい。</p>	<p>法令適用を免れるための運用として認識はしている。署としてはどういう契約であれ、実態を見て判断する。</p>
7. うつ病対策 について	<p>長時間労働や過重な労働及び職場内トラブルを原因とするうつ病被害が相談として寄せられています。罹災者の多くは職場復帰又は労働の開始を希望しています。予防から対策、救済までの総合的対策を官民の協力の下で円滑にすすめることを希望しますが、次の項目については早急に取り組まれるよう求めます。</p> <p>(1) うつ病予防を含むメンタルヘルス施策について事業者・労働者へ周知を徹底されたい。</p> <p>(2) 次の事案を原因とするうつ病について労</p>	<p>(1) 大きな社会問題であると認識はしている。過重労働に悩む労働者への面談対応も含めて、認定制度の運用を定着させつつある。</p> <p>(2) 労災適用の判断は困難であるが、原因となる現象については指摘される事項も含まれるので、原因事項・項目の周知もふくめて徹底していきたい。</p>

	<p>災適用とすべく事業者へ周知を徹底されたい。</p> <p>「いじめ」及びパワー・ハラスメント セクシュアル・ハラスメント</p> <p>労働安全衛生法の規程を上回る長時間労働</p> <p>(3) うつ病による長期の職場離脱者についての職場復帰対策について事例紹介も含め周知されたい。</p>	<p>(3) 職場復帰のあり方についても、指針など一定の方向性を示しながら、スムーズな復職が可能となるよう努めていく。</p>
8. 労働契約法 関連について	<p>労働契約法が法律として成立し、労働基準法とあわせて事業者と労働者の契約関係や労働条件決定変更を円滑にするための規範となります。私どもには、労働契約法成立以前から就業規則の変更を原因とする労使間トラブルの相談が寄せられておりますが、その内容の大半は労働条件不利益変更となっております。本来想定する効果と逆行する運用がなされていますので、次の項目については早急に取り組まれるよう求めます。</p> <p>(1) 就業規則の変更届出の際の要件チェックを厳正に行うことを求めます。特に、従業員及び労働組合との協議経過の確認については詳細な確認が必要と考えます。</p> <p>(2) 変更内容の不利益制の審査について 変更内容によっては、常識の範疇を超えるものもあり、公序良俗に大きく反する内容も存在します。これらの不利益が規則として存在することを事前に防止すべく厳正な審査を求めます。</p>	<p>(1)(2)</p> <p>就業規則は大切なものであり、労働の基準となるもの。</p> <p>届け出時に労働条件の切り下げが存在するのは事実。</p> <p>企業存続のための必要性を考えることも必要とするが、違法な内容であれば受付できないというのが基本的スタンス。</p> <p>ただ、数量的に対応が困難な場合があるのは事実であり、検討したい。</p>
9. 人員配置等の 体制強化について	<p>札幌圏は、雇用関連数値ではここ数年常に最悪な状況を更新し、労働関係法違反に該当する事案も多発している状況にあります。いわば、特例災害地ともいふべき状態であり労働市場の適正化に向けた特別措置が求められると考えます。よって、現在多発する労働事件・相談の正確且つ迅速な解決を図るため、速やかに現行人員を補強する等の特別体制強化を図ることを求めます。</p>	<p>基準監督の施策推進にあたり、来署による対応だけを以って推進するのではなく、外に出向き積極的な周知行動に取り組むのも必要と考えている。</p> <p>そのむね、上局にも上申はしている。</p> <p>今後も、定数確保と業務サービス維持確保について協力をお願いする。</p>
追加質問・意見交換		
1. 建設業 の賃金未払い	<p>建設業労働者からの賃金未払い相談について、労基の指導に対して不履行とされ、少額訴訟の判決に対しても不履行とされるケースが多発。差し押さえも実質的に不可能。賃金立替払い制度の活用を賃金未払い申請時にできないか。</p>	<p>事業活動停止について、事実上の認定があれば可能。退職時からの申請制限期間の課題もあり事前に相談させて欲しい。</p>
2. 就業規則法 変更届け	<p>旧の就業規則と新の就業規則の両方の届出が必要か。</p>	<p>変更箇所が判断できるような形式であれば様式とはない。</p>
3. 労働時間の 適正管理	<p>管理監督者の範囲について、本省から身分範囲について明らかにするようにとの指針が出されているが署としてこの指針に基づく指導はするか。</p>	<p>指針に対応する指導要領はない。事態に対応する形で、個別相談に対応していく。ただ、集団的啓発の取り組みも必要であると認識はしている。</p>

4. 署内相談員の対応について	パート労働法の改定に基づく雇い止めの相談が三月末に集中した。 労働条件明示の関係は全て不利益変更であり、同意できなければ雇い止めというもの。相談員によっては、それでも仕方がないとの返答で対応する者もいる。適正な対応が必要。	相談員については、民間企業経験者も含め様々な経歴の方に委嘱している。一定のトレーニングをつみ、必要知識・対応方なついても取得している。パーフェクトな対応が担保されているとは確信はできないとはいえ、指摘された事項は大切。署内に持ち帰り、改善につとめたい。
5. うつ病 労災認定	判断指針があるとしている。 長時間労働は必要項目か。	業務中の出来事として31項目か判断指針として挙げられている。そしてこの出来事に対する会社の対応がどうなのかを含めて総合的に判断する。長時間労働の実態が絶対的必要要件ではない。
6. ハイタク最低賃金	事業者には監査を逃れるための資料改竄等の実態がある。厳正な対応を求める。違反に対して罰則強化・罰金強化の周知も強く進めて欲しい。	ハイタク最賃違反が市内に多発しているのは認識している。改善に向けて努力したい。

(2) 札幌職業安定所への要請行動

要請名：「2008年度札幌圏職業安定行政に関する要請行動」

日 時：2008年4月11日(金) 10時30分～11時30分

場 所：札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル 8階会議室

出席者

【職業安定所】

札幌公共職業安定所	所 長	中村 隆司
同	職業相談第一部長	井上 祐次
同	雇用開発部長	井口 仁深
同	企画調整部門 統括職業指導官	安川 裕彦
札幌東公共職業安定所	所 長	須藤 敏博
同	雇用開発部長	竹内 卓看
同	企画調整部門 統括職業指導官	多田 啓
札幌北公共職業安定所	所 長	岡田 克也
同	企画調整部門 統括職業指導官	塚田 正昭

【連 合】

組 織 名	役 職	氏 名	産 別 名
石狩地域協議会 札幌地区連合会	会 長	山本 廣和	情報労連
石狩地域協議会	副 会 長	佐藤 浩功	電力総連
札幌地区連合会	副 会 長	辻田 一浩	運輸労連
		千葉 利裕	自治労全道庁労連札幌総支部
		大島 利広	全国ユニオン 札幌中小労連
石狩地域協議会 札幌地区連合会	事務局長(座長) 副 事 務 局 長	伊藤 正義 山本 功	自治労札幌市職 サービス連合
札幌地区連合会	執 行 委 員	鈴木 久雄	全自交
石狩地域協議会 札幌地区連合会	札 幌 圏 春 闘 実 行 委 員	工藤 勲	JR総連
		工藤 仁美	札幌地区連合会 組織・政策部
		上村 真郎	サービス連合

要請内容と回答

要請趣旨	要請趣旨	回答趣旨
<p>1. 派遣労働の適正運用について</p>	<p>派遣労働に対する企業側のニーズが強くなっており、労働者の働き方に関する法令については遵守の姿勢に欠ける傾向が強く、むしろ派遣労働に法律適用不要との発言すら散見されます。</p> <p>派遣労働本来のあり方を大きく逸脱し、安価・緊急対応・短期の労働力確保に利するのが派遣であると認識されつつあります。この是正については抜本的対応が必要と考えますが、今般、緊急の対応をお願いすべき事項について次の項目を指摘いたしますので、早急に是正に向けた対応をお願いいたします。</p> <p>(1) 多重派遣の禁止と撲滅について</p> <p>派遣会社から更に派遣される多重派遣の被害が多くよせられます。多重派遣の禁止と撲滅について、強く指導されるようお願いいたします。</p> <p>(2) 直接雇用時の労働条件の不利益変更</p> <p>派遣制限期間を超えたさいの派遣先への直接雇用について、雇用形態を非常勤等の期限付雇用契約労働者とし、職種については派遣労働者として勤務していた内容と全く異なる職種への転換を強いるケースが相談として寄せられます。労働者派遣法本来の趣旨に反する運用であり、予防改善にむけた指導周知をお願いします。</p> <p>(3) 派遣先への指導強化について</p> <p>派遣元の派遣先の強い意向による法令違反について指摘があります。派遣先企業への指導周知をより一層強化されるようお願いいたします。</p>	<p>派遣労働に対する中央の審議会議論の動向を注視している。</p> <p>(1) 多重派遣の禁止と撲滅について</p> <p>多重派遣は職業安定法違反が明らかであり、指導の対象である。労働局の定期指導を要請するとともに、日常の相談にも対応してまいりたい。</p> <p>(2) 直接雇用時の労働条件の不利益変更労働条件の決定については当事者間で決定されるのが原則であるが、不利益変更を強いることについては、いかがなものかとの趣旨と理解します。上局に対してこのような指摘がある旨を報告いたします。</p> <p>(3) 派遣先への指導強化について</p> <p>派遣先への指導強化については労働局へ上申します。窓口において、明らかな派遣先の意向に基づく違反事例を把握した場合又は苦情相談により同種の違反を把握した場合は、速やかに上局へ申出をいたします。</p>
<p>2. 偽装雇用について</p>	<p>経費削減、業績不振などを理由に、雇用契約を解消し業務委託契約への移行を装う事業者が散見され当該事業者にとっては、貸付金等を理由に労働者の足止めを強いる者もあります。偽装雇用の被害の実態を正確に把握し、広く周知し徹底した取締りを推進されたい。特に改善を急ぐ事項として次の項目を指摘いたします。</p> <p>(1) 常用雇用労働者の代替としての偽装雇用</p> <p>(2) 解雇後の継続就労のための偽装雇用</p> <p>(3) これらの労働者の雇用保険加入期間に対する救済措置</p>	<p>相談を含め個々の事例を検討して対応していく。雇用関係を確認できるのであれば、当然に労働者の権利行使を確保するものであり、雇用保険加入要件にあれば、加入をすすめる。</p>
<p>3. 試用期間について</p>	<p>試用期間の就労につき次の項目を改善すべく指導方をお願いいたします。</p> <p>(1) 求人票における試用期間の有無の明示及び試用期間中の労働条件を明示することについて。</p> <p>(2) 採用時に試用期間中の労働条件を提示する</p>	<p>求人票には試用期間の有無及び労働条件を記載することとしている。今後も記載を指導徹底する。</p> <p>労働条件明示については、法令に定めるとおりであり強く指導を行う。</p>

<p>4 . 雇用保険 について</p>	<p>ことについて。</p> <p>労働者が適正均等な雇用保険制度の適用にあずかるよう次の項目について検討し善処の旨を上局などへ強く上申すようお願いいたします。</p> <p>(1) 在宅勤務者に対する加入促進</p> <p>在宅勤務制度が大手企業を中心に広まりつつありますが、これまでの在宅勤務労働者にあつては、個人請負を装い制度加入を阻まれるのが実態でありました。実態精査の上在宅勤務者加入指針などを策定し、企業・労働者・地域生活者等へ周知徹底されるようお願いいたします。</p> <p>(2) 2年を超えて未加入である者の救済措置と事業者への厳罰化</p> <p>労働者に対する不利益が大きく、2年の救済措置のみでは十分な補償とはならない場合が大半です。防止に向けた厳罰制度、救済のための法制度を強く求める旨の上申を求めます。特に、遡及加入時の保険料負担は労使の負担分全てを事業主の負担とする制度は緊急を要するものとして対応願います。</p> <p>(3) 離職票の発給拒否について</p> <p>在職中の労使関係を理由に離職票の発給を拒否する事業者について善処を求める相談が多く寄せられます。遅延発給は労働者にとって不利益が大きく当面の生活確保すら困難とする場合もあることから予防も視野にいれた厳罰制度の設定を上申すよう求めます。</p> <p>(4) 失業給付の給付金額の引き上げについて</p> <p>失業時の労働者の生活状況及び企業状況に対応する失業給金額の引き上げ改正を強く上申されるよう求めます。</p>	<p>(1) 在宅勤務者に対する加入については、労働者性(指揮命令下にあるか、時間拘束があるか等)を判断し、労働者性ありと判断されれば、被保険者となる。</p> <p>周知・強化については労働局へ上申する。</p> <p>(2) 2年を超えての未加入の件については、要請主旨について局へ上申する。</p> <p>ただ、労働者が給与から保険料を控除されながらも未加入である場合、遡及加入について労働者の負担分は発生しない。</p> <p>(3) 離職票の発給拒否について</p> <p>離職票は退職日から10日以内に発給するのが原則となっている。不利益について窓口で相談して欲しい。</p> <p>(4) 失業給付の給付金額の引き上げについて</p> <p>実態に則した内容であることが望ましいと考える。要請主旨について労働局へ上申する。</p>
<p>5 . 就職困難者への対策について</p>	<p>(1) うつ病を原因とする長期休養者の職場復帰対策</p> <p>うつ病による長期休養者・休業者の職場復帰及び職場定着の施策につき事業主、基礎自治体及び関係団体等と協働する対策機関設置について検討されたい。</p> <p>(2) 若年者の就労支援対策</p> <p>貴所等の取り組みによる若年者の就労確保については着実な成果を確認するところではありますが、就労先確保と職場定着については長期的視野をもつての施策が必要と考えます。事業主、基礎自治体及び関係団体等によっては精力的に取り組む姿勢をもつところもあることから、貴所において協働行動を提起し、実効ある取り組みを図るようお願い致します。</p>	<p>(1) うつ病を原因とする長期休養者の職場復帰対策</p> <p>スムーズな職場復帰と、長期の職場定着が可能となるように努める。</p> <p>(2) 若年者の就労支援対策</p> <p>新規学卒者の求人及び雇用情勢が回復しつつある。フリーター、ニートの多発した年代の当事者たちが、年長フリーター・ニートとして就労支援対象となっている。年長フリーター対策が施策の一つとなっている。1人でも多くの就職先確保を実現していきたい。</p>

6. 「ハローワーク事業の民間開放」策について	<p>今般、公務員制度の改革や人員見直し、更には行財政改革の一環として標記の民間開放に向けた市場化テストが進められています。申しあげるまでもなく、雇用政策は、地域の特性に応じた対応を求められる政策であるとともに、利潤追求を優先とする事業運営とは元来相容れないものと考えます。標記民間開放の目的と利益確保者を考えたとき、やはり労働者と市民は二の次になるとの結論にいたります。ハローワーク事業の民間事業者への開放・委託に強く反対すべく上申するよう強く求めます。</p>	<p>ILO88号条約を批准しているのであるから国の全国ネットワークを確立した中で全国一律均等の雇用安定サービスを提供するというのが、基本姿勢。</p> <p>紹介・保険・雇用対策の3つの事業を一体的にすすめることではじめて事業としての成果が確認できる。</p> <p>申出の主旨を背景に良い結論を導き出すように頑張りたい。</p>
7. 人員配置等の体制強化について	<p>札幌圏は、雇用関連数値ではここ数年常に最悪な状況を更新し、労働関係法違反に該当する事案も多発している状況にあります。いわば、特例災害地ともいふべき状態であり労働市場の適正化に向けた特別措置が求められると考えます。よって、急増する職業相談や求人開拓などの地域要望に正確且つ迅速な解決を図るため、速やかに現行人員を補強する等の特別体制強化を図ることを求めます。</p>	<p>利用者のニーズにこたえ、問題解決に則するような体制確保が実現できるよう頑張る。</p>
意見交換		
1. 試用期間	<p>期間の長さおよび期間中の労働条件について求人票に明示することを再度強く求めたい。</p>	<p>窓口で再度徹底した指導を行う。</p>
2. 離職票の発給拒否	<p>本人の確認手続きを経ないまま、退職理由につき会社の一方的理由のみ記載し本人へ直接送付してくる。殆どが事務組合等の代行。 退職理由の確認等について徹底してほしい。</p>	<p>雇用保険制度の変更に伴い失業給付と退職理由の対応が大きく変わってきている。 窓口としてもかなり神経を使い対処している。 本人との確認を必ずとることを徹底している。</p>
3. 失業給付金額の引上げ	<p>給付金額の低さは改善すべき。パート・非正規の実態を考慮すれば、生活に支障がある。</p>	<p>最低ランクの金額の引上げについては局へ上申する。下限が低すぎるのが実態である。</p>
4. 離職票退職事由に関する苛めの実態確認について	<p>離職票の退職事由に「苛めによる」とした場合同僚及び事業所への確認が要件とされるが、事業所確認の際、大概の事業所はこれを否定する。 労働者への不利益がある。</p>	<p>同僚による認知・証言が判断材料となるのはそのとおり。事業所確認は必要要件であるが、事業所が否定することは想定済み。 事業所否定の場合であっても、その他の確認・証言により認定する事例もある。</p>

5 ～4・24 札幌圏2008春季生活闘争・未解決組合解決促進集会～

札幌圏 連合400+ アクション

未解決組合の解決促進を図る支援集会に全ての地場組合から参加をすることを目標に企画しました。実行委員会を別途編成し、呼びかけのためのオルグ団を編成し取り組みました。

(1) 集会実施状況

日時：2008年4月24日(木) 18時20分～

場所：札幌市中央区 エルプラザホール

内容：ビデオレター・闘争報告と今後の提案・産別取り組み報告 他

参加：市民・組合員 約303名(オフィシャル公表) 資料配布数 257部

次 第

時 間	内 容	担 当
18時20分	司会者の開会宣言	司会者 2008春季生活闘争札幌圏闘争委員会 委員長代行 垣野 訓男
18時20分	オープニング アクション ビデオ上映 10単組	
18時32分	主催者挨拶	2008春季生活闘争札幌圏闘争委員会 委員長 山本 廣和
18時37分	来賓挨拶	連合北海道札 会長 高柳 薫 様
18時42分	経過報告 今後の取り組み	2008春季生活闘争札幌圏闘争委員会 事務局長 伊藤正義
18時52分	構成組織取り組み報告	札幌市教職員組合 イオン北海道労働組合 札幌地域労組 シルバニア・ユニオン
19時12分	集会決議	札幌地区連合会 女性委員会委員長 横内智子
19時14分	団結ガンパロー	札幌地区連合会 青年委員会委員長 寒川謙介
19時15分	閉会	

(2) 実行委員会の構成と開催

札幌圏2008春闘実行委員会登録組織名	委員名	組織役職名
自治労 さっぽろ公共サービス労働組合	中野祐介	書記長
情報労連 NTT労組	佐々木克夫	執行委員
UIゼンセン同盟 北海道支部	衛藤 謙司	常任
JR総連 JR北海道労組札幌地方本部	工藤 勲	副委員長
サービス連合 札幌国際観光労組	鈴木 富雄	書記長
2008春季生活闘争札幌圏闘争委員会	伊藤 正義	事務局長
	山本 功	事務局次長
	工藤 仁美	事務局
	安達 信行	

2月19日 第1回実行委員会(合同) 18時30分～

3月28日 第2回実行委員会 18時30分～

4月15日 第3回実行委員会 8時～

(3) 参加要請の徹底

参加要請の周知 發文と速報

オルグ体制と実施

1) 周知期間 3月31日 - 4月4日

2) オルグ 4月14日～ 賃上げ情報の配布と要請

	要 請 先	担当
A	自治労全道庁 自治労札幌職連 自治労札幌市労 自治労札幌病職 自治労市町村共済 自治労都市共済 全農林 全開発 全水道 札教組 JP労組 森林労連 政労連 全財務	中野 工藤 伊藤
B	情報労連 UIゼンセン同盟 電力総連 サービス連合 サービス・流通連合 NHK労連全国ガス 全労金 労済労連 住宅生協職組 JR総連 JR連合	佐々木 衛藤 工藤

C	自動車総連 電機連合 運輸労連 都市交通 交通労連 フード	鈴木 安達
	連合 全自交 私鉄総連基幹労連 J A M北海道 全建総連 建設	
	連合 札幌地域労組 道季労	

(4) ビデオレターの作成について

1	運輸労連	日通札幌流通サービス労組	6	基幹労連	豊平製鋼労働組合
		4月9日収録			4月16日 収録
2	電力総連	ほくでんサービス労組	7	電力総連	北海電気工事労組
		4月13日 収録			4月16日 収録
3	サービス連合	センチュリーロイヤルホテル	8	印刷労連	そうご印刷
		4月13日 収録			4月16日 収録
4	自動車総連	札幌トヨペット労働組合	9	自治労	札幌市立病院
		4月13日 収録			4月18日 収録
5	情報労連	クルーズ労組	10	全国ユニオン	S G U公清企業支部
		4月16日 収録			4月18日 収録

6 2008春闘の取り組み課題の推進と貫徹

1月の討論集会において決議された取り組み課題の中、今後予定する取り組み課題について以下の準備をすすめております。

(1)「春札闘」について

札幌圏の連合が08春季生活等で取り組むパートタイマー等期限付雇用契約で働く労働者(非正規労働者)の均等待遇・均衡処遇確保の取り組みを生活地域へアピールし、法制度改善を含めた全取り組みの円滑な推進を図ることを目的に今年度も春闘冊子「春札闘」を作成し配付します。

全体日程概略

日	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
原稿	→ 第一稿					→ 第二稿				校了																
印刷	20000部												→													
区分	100セツト×200																					→				
地図	南区															→										

作成部数 20,000部

配付地域 南区

配布日 5月31日(土)10時: 南区民センター集合 / 暫時配付 配付終了次第解散

内容

1. 労働契約法の構成と注意すべきところ
2. 改定パート労働法の内容早分かり。
3. 労働者派遣法の注意点は何か。
4. 改定労働安全衛生法の利点と活用。
5. 雇用保険。
6. 労働審判制度と労働委員会あっせん制度

配布体制

産別・単組名	要請数
・全道庁札幌総支部 ・札幌市職 ・札幌市労 ・情報労連 ・札幌教組 ・電力総連 ・自動車総連 ・札幌地域労組	各8名
・都市交 ・UIゼンセン同盟 ・全農林 ・JP労組 ・全開発 ・道国税	各6名
・全自交 ・運輸労連 ・JR総連 ・全水道 ・サービス・流通連合 ・電機連合 ・フード連合 ・JR連合 ・サービス連合 ・交通労連 ・森林労連 ・NHK労連 ・全国ガス ・JAM北海道 ・住宅生協職組 ・政労連 ・建設連合 ・基幹労連 ・全労金 ・労済労連 ・季節労 ・札幌地区ユニオン	各4名
・上記以外の組合	各1名

参加状況 21産別104名 配付12,338世帯

各産別地域への配布

石狩管内各構成組織（地区連合を含む）および道内12地協宛に5000部を割り振り活用をお願いしました。

(2) 各地区連合の労働相談開催について

各地区及び組織拡大委員会と日程、持ち方について協議中ですが今年度内に実施を予定します。

6 賃金・一時金 労働条件改善

賃金及び一時金の交渉を中心とした労働条件改善の取り組みは、2つの山場と解決促進ゾーンを設定し取り組むこととしました。全単組による公正配分を実現する取り組みと位置付けて、パートタイマー等非正規社員の取り組みについては特段強化するとし、各産別・単組に要請を致しました。

(1) 月例給与の改善

設定した改善要求の方針は次のとおりです。

1. 前年度収入に対する上積み確保する
2. 自社内賃金カーブ分+賃金改善分(1%)
3. 定額 7500円以上

第1のヤマ場(3月12日~15日)

第1回平均賃上げ集計 3月19日	妥結 組合数	回答妥結		昨年妥結	
		額	率	額	率
妥結集計 加重平均	8	5520	2.55	5798	2.58

地場先行産別のUIゼンセン同盟および集団交渉を継続する運輸労連の8単組から妥結報告が寄せられました。

業態の厳しい企業とはいえ、いずれも粘り強い交渉を展開しほぼ昨年並みの数値を維持しました。

第2のヤマ場(3月17日~29日)

第3回平均賃上げ集計 (3月31日)	妥結 組合数	回答妥結		昨年妥結	
		額	率	額	率
妥結集計 加重平均	26	5528	2.32	5023	2.04

このゾーンでは地場中小労組が多く加盟する札幌地域労組の先行単組から妥結報告が寄せられています。何れも昨年を上回る交渉成果をあげております。

26単組が妥結となりここでは前年実績を500円程度上回っています。

第1次解決促進ゾーン（3月31日～4月5日）

第4回 平均賃上げ集計 4月7日 参加192組合	妥結 組合数	回答妥結		昨年妥結	
		額	率	額	率
妥結集計 加重平均	36	5477	2.31	5005	2.04

解決促進ゾーンに入り参加組合も192組合となりました。

電力総連地場組合、私鉄総連及び札幌地区ユニオンの主力組合に妥結組合が相次ぎ、ここで34組合が妥結となりました。電力総連、私鉄総連では妥結組合の大半が一時金も含めて妥結となっています。

第2次解決促進ゾーン（4月14日～4月19日）

第8回 平均賃上げ集計 4月19日 参加215組合	妥結 組合数	回答妥結		昨年妥結	
		額	率	額	率
妥結集計 加重平均	65	5021	2.03	5024	1.91

昨年の春闘参加組合は5月末の時点で200組合を超え、最終集計では215組合に達しました。今春闘では、既に215組合に達し妥結組合も昨年同時期より16組合増え65組合となっています。前段オルグを実施した成果が現れています。

賃上げの数字は、昨年を若干下回るもののほぼ同数値といてよい内容であり、今般の経済環境を考慮すれば大健闘の評価に値すると考えます。

4月24日 400+ アクション（未解決組合解決促進集会）の妥結基準

同集会において4月までの取り組みについて評価するものの交渉継続組合が多く、今後の交渉について妥結基準設定しました。

- 1) 5月内の総決着を図ること
- 2) 現行の交渉状況を維持するため本闘争委員会は最大限の努力をすること。
- 3) 賃金カーブ確保相当分の獲得に加え格差是正をはかる。
- 4) 定期昇給相当分を含む賃金引上げ4800円以上、賃金カーブ確保相当分が把握できる場合はその額に300円以上、または昨年実績に300円以上の上積みとすること。

第9回賃上げ集計

第9回平均賃上げ集計 5月7日参加213組合	妥結 組合数	回答妥結		昨年妥結	
		額	率	額	率
妥結集計 加重平均	79	5007	2.02	5015	1.91

5月7日の賃上げ状況は加重平均で5007円・2.02%を維持しており、額で8円マイナス、率で0.11ポイントプラスとなっています。4月後半から参加した地場組合が先行組合の妥結状況とほぼ同水準を維持する健闘が好結果に繋がっています。

第10回賃上げ集計

第10回平均賃上げ集計 5月9日参加213組合	妥結 組合数	回答妥結		昨年妥結	
		額	率	額	率
妥結集計 単純平均	84	3960	1.66	3864	1.63
妥結集計 加重平均	84	4964	2.01	4944	1.88

5月9日現在、08春闘参加組合は213組合となっています。

ここまでに89組合が有額の回答を引き出しており、84組合が妥結しています。

妥結状況は加重平均・単純平均・額・率全てが前年を上回る結果であり、地場組合の健闘が明らかです。

第11回賃上げ集計

第11回平均賃上げ集計 6月3日参加213組合	組合数	回答妥結		昨年妥結	
		額	率	額	率
妥結集計 単純平均	100	3825	1.62	3705	1.61
妥結集計 加重平均	100	4923	2.00	4898	1.88

6月3日の第11回集計には、全国ユニオン札幌地域労組中心に報告が寄せられました。100組合が妥結し4923円・2.00%（加重平均）となっています。

妥結ペース・春闘参加組合もほぼ昨年と同じ状況ですが、賃上げの内容は昨年を25円（0.12ポイント）上回っております。また、昨年賃上げゼロ妥結組合は最終集計時に153妥結組合のうち63組合でしたが、本春闘ではこの時点で4組合となっています。

(2) 一時金の交渉状況

4月19日現在の一時金交渉状況は、39組合が妥結しそのうち30組合が年間協定としています。2007春季生活闘争では113の妥結組合の中52組合が年間協定となっています。

妥結ペース賃金交渉の早期化とはあまりリンクしておらず、企業側の慎重な姿勢が現れてい

6月3日実施した第4回集計では5月末までの状況がほぼ把握できたものとし、51組合から妥結報告が寄せられました。妥結状況としては、16組合が夏季のみの協定、35組合が年間協定妥結となっています。

(3) パートタイマー等非正規社員の取り組み

時間給給与の改善に向け設定した要求の方針は次のとおりです。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 絶対額1,000円を確保する 2. 引き上げ額25円程度・・・昨年要求15円+最賃引き上げ額・10円とします |
|--|

今春闘では、時間給の賃金体系で働くパートタイマー等非正規社員の労働条件改善を強化することとしています。適正配分を時間給の大幅引上げで実現することが中心です。

昨年も同様の方針提起をし、取り組みを進めたものの結果としては4産別22組合からの

報告に止まりました。今年度は、15産別33組合から報告が寄せられています。

交渉内容は、時間給の引上げ、一時金、生活関連手当の引上げ・設置及び正社員登用制度の設置など多岐に及んでいます。

4月19日の妥結状況では現在では賃金（時間給）引上げ8組合、正社員・職員登用の合意が2組合となっています。

6月3日実施した第4回集計では5月末までの状況がほぼ把握できたものとし、15産別40組合から取り組み状況報告が寄せられています。

交渉状況としては11組合が妥結し、3組合が有額回答・再交渉となっています。

今後の具体的取り組み方について

1 公正取引（下請け法を含む）学習会について（公正な経済活動確立と労働者保護の取り組み）

学習会名：企業の公正活動確保のための学習会（仮題）

日時：2008年6月20日（金）13時30分～

場所：かでの2・7 8階 特別会議室

内容： 独禁法と下請法等法律の内容

企業被害防護策

公的発注事業との関係

講師：公正取引委員会北海道事務所 総務課長 斉藤道雄 氏

4月19日現在、参加登録組合が215組合となっています。本集会を機に参加組合を増やし、そして5月内の総決着を目指します。

2 派遣・請負団体への要請について

要請先 社団法人日本人材派遣協会 会長 日比野 三吉彦

2008春季生活闘争の 中間まとめ

以上の経過・具体的取り組み等から2008春季生活闘争について中間のまとめを次のとおり提起いたします。

1. 2008春季生活闘争の基本的スタンスについては連合本部及び連合北海道の内容を踏襲し各方針を立案し取り組むとしましたが、札幌圏としてはさらにその前提として「全単組参加」を限りなく追求し、地域総掛かりの春闘体制を構築するとしました。そして、具体的数値目標としては、春闘要求提出において前年を上回る組合が要求を提出すること、4月24日の未解決組合解決促進集会に「1単組1名以上」が参加すること等を設定しました。戻すばみ・流れ解散的になりがちな春闘の取り組みについて「5月内総決着・6月初旬に中間まとめ」という起点を作り、そこまでは地域全単組が参加に向け努力するという取り組みでした。

闘争委員の積極的なオルグ行動も功を奏し、また加盟組合各役員のご理解もあり3月末の要求状況報告で23産別78組合から報告がよせられ、パートタイマー等非正規労働者の要求については、15産別40組合から取り組み状況報告が寄せられました。この取り組みは総体的に現在までの交渉結果に大きく影響し、昨年上回る成果につながっています。

2. 賃金交渉については、地場の全ての単組が相当の頑張りを見せたといえます。

例年、3月下旬までにUIゼンセン同盟・電力総連加盟の地場先行組合等が有額好回答で妥結

し、地場春闘相場に好影響をもたらすというパターンとなっています。今春闘もこのパターンは同じです。

ただ、3月末及び4月上旬の集計による妥結金額は、5月末集計時点では概ね1000円程度減じた内容となりますが、本春闘では500円程度の減で留まっております。春闘参加組合や妥結組合の数そのものに大きな増減はなくほぼ前年同数値であることから、参加組合が相当の頑張りを果たしたことが伺われます。

数値についても100組合妥結4923円(2.00%)とし前年を25円・0.12ポイント上回る結果となっています。また今回は、この時点まで賃金ゼロ回答組合が少なく、4組合がゼロ妥結となっています。昨年最終集計の63組合を大きく下回る結果となりそうです。

【参考 妥結数値の下降状況】

	第1回集計(4月初旬)		第11回集計(6月3日) 2007は6月8日集計第4回		差
	額	率	額	率	
2007春闘	5229円	2.04%	4284円	1.67%	945円(0.37)
2008春闘	5520円	2.55%	4923円	2.00%	597円(0.55)

3. パートタイマー等非正規社員の労働条件改善を強化につき、闘争委員会から提起した賃金改善部分の方針は、ほぼ昨年と同様の内容です。今年度の非正規社員の労働条件改善の取り組み主眼は、一つでも多くの組合が自社及び組織内の非組合員を含む非正規社員の労働条件改善要求を提出するというところにありました。

その観点からは、昨年度の「4産別22組合」から「15産別33組合」への増は成果といえます。交渉結果については11組合妥結・3組合再交渉となっており、ハードルの高さを感じます。要求内容が正社員との均等を中心としていることから企業の理解を得るために相当の工夫が必要であるというのが実態です。

継続した取り組みと、更なる取り組み組合の増が求められます。

4. 今春闘前から春闘期間中にかけて労働関連の法律の改定・施行が相次ぎました。

労働契約法が4月1日から施行されたほか、パートタイム労働法の改定、雇用保険法の改定が実施されています。労働組合の組合員にも速やかな周知がなされたといえず、相談電話には組合員も含め多くの問合せが寄せられました。また、労働者派遣法も改定の議論がなされ国会委員会への提案は見送られたものの改定を見越した企業側の動向が目立ちました。

闘争委員会では、春闘前段の取り組みから、6月初旬までの間、職場で改善が必要とされる課題や留意すべき法律改定などについて、繰り返し・分かり易く・参加しやすいことを意識した取り組みを提起しました。

札幌市との協働実施となった取り組みは、「安心して働ける市民応援セミナー」に加え、パネル展を地下街オーロラタウンで実施し、多くの組合員が運営に参加し市民の注目を集めました。労働行政交渉では昨年以上の単組役員が参加し、地場未解決組合解決促進集会ではビデオ参加も含め300名を大きく超える組合員が参加をしました。また春札闘による地域呼びかけの取り組みについても21産別から104名の組合員が参加しています。

私たちにとって今大切なもの・注意すべきものを明確に指摘し、この指摘を多くの連合組合

員の手で地域へ広げるという取り組みを、この労働法改定関連についての取り組みでは実現できませんでした。

5. 今後、2008春季生活闘争は積み残し課題の実行と賃金・一時金の改善交渉の早期完全解決を図らねばなりません。積み残し課題には、日本人材派遣協会への要請行動や公正取引に関する学習会など、地域組合員の参加を要するものがあります。賃金・一時金の改善交渉についても、単組・産別の単独行動ではなく地域全体で支援を要する内容も存在します。

従って、札幌圏2008春季生活闘争は本委員会で中間のまとめを提起するものの、当面現体制を維持し各闘争委員会で進捗を確認し集約時期を慎重に決定して参ります。

当然、6月30日に開催される連合北海道第38回地方委員会の08春闘中間総括提起時迄に集約されることが望ましいところですが、実情を的確に判断し適宜取り組みを進めて参ります。

以上